

宮城県内の柔道整復施術所のみなさまへ

令和7年11月
宮城県国民健康保険団体連合会

本会における柔道整復施術療養費支給申請書は、すべて機械処理を行っておりますので、以下の注意事項をご確認の上、請求願います。

1 「保険種別・単併区分・本家区分・給付割合・性別・年号」欄の記入について

- ・該当箇所をズレのないよう○で囲んでください。○で囲む際のズレが散見されますのでご留意願います。

2 83公費(乳幼児医療助成該当)の一部負担金について

- ・仙台市の方で初検料を算定している申請書については、摘要欄又は一部負担金欄に徴収した金額を記入してください。(令和8年3月施術分まで)

3 記号・番号について

- ・記号・番号欄に「枝番」は、不要です。
- ・仙台市の記号は、「仙台」で、番号は、「7ケタ」です。
 - ▶誤りの例：仙市○○○ー○○○○、青葉区～泉区の記入が散見されます。
- ・建設業国保組合の記号は「宮建」です。
 - ▶誤りの例：「宮健」の記入が散見されます。
- ・後期高齢者の「記号」はありません。番号のみ「8ケタ」です。「・」、「ー」は不要です。

4 押印について

- ・令和3年度から総括表、請求書、支給申請書は、印鑑の押印が不要となりました。また、訂正箇所の押印も不要です。
- ・受取代理人への委任の欄は、患者が記入することができない場合には代理記入し、患者からぼ印を受けてください。

5 退職者医療制度について

- ・退職者医療制度は、令和6年3月をもって経過措置が廃止となりました。

6 宮城県後期高齢者医療広域連合の資格返戻ふせんについて

- ・返戻申請書に添付された「資格返戻ふせん」は、再請求する際は、添付不要です。

◎その他請求に係る注意点等については、宮城県国民健康保険団体連合会ホームページに「柔道整復施術療養費支給申請書等請求の手引き」(宮城県内の施術所用)を掲載しておりますので、ご覧願います。

<掲載場所>

▶『柔整施術所のみなさまへ』

▶『柔道整復施術療養費請求』

▶『柔道整復療養費の請求に係る注意点等について』

▶『柔道整復施術療養費支給申請書等請求の手引き』(宮城県内の施術所用)